

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目 次

告示

公共測量終了の通知(四五八・建設管理課)……………1

道路区域の変更(四五九・道路課)……………1

道路の区域

## 告 示

道路の供用開始(四六〇・道路課)……………1

公 告

特定調達契約に係る一般競争入札の実施(脳血管研究センター)……………1

県営土地改良事業工事の完了(山本地域振興局農林部)……………2

人事委員会公告

平成十八年度秋田県職員採用試験公告……………2

平成十八年度警察官採用試験公告……………3

公安委員会告示

警備員指導教育責任者に係る講習会の実施(六五・生活安全企画課)……………5

秋田県告示第四百五十八号

平成十七年秋田県告示第二十六号の公共測量について、平成十七年十二月十五日終了した旨能代市長職務執行者から通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十八年五月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第四百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年五月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類		旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県 道	新		湯沢雄物川大曲線	横手市雄物川町薄井字薄井一三九番四から九八番まで	一五・〇〇〇	〇・二一六
			湯沢雄物川大曲線	"	一五・〇〇〇	〇・二一六

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十八年五月十六日から同月二十九日まで

秋田県告示第四百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十八年五月十六日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	百三二号	鹿角市十和田大湯字中田二番二地先から字下川原三〇番一五まで

二 供用開始の期日 平成十八年五月十六日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十八年五月十六日から同月二十九日まで

## 公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年五月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品の名称及び数量
- (二) 医事会計システム 一式
- (三) 購入物品の仕様等
- 入札説明書及び仕様書による。

二 納入期限

平成十九年二月二十八日(水)

(四) 納入場所

秋田県立脳血管研究センター

一 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

(2) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(3) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (二) 資格に係る申請
- (一) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を次の場所へ平成十八年六月九日(金)までに提出すること。
- 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局総務事務センター（電話番号〇一八 八六〇 二七四〇）

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇〇八七四 秋田市千秋久保田町六番十号  
秋田県立脳血管研究センター 事務部総務管理班（電話番号〇一八 八三三 〇一五）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年五月十六日（火）から同年六月九日（金）までの午前九時から午後五時までの間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十八年七月四日（火）午前十一時  
秋田県立脳血管研究センター 二階第一会議室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第六十六条から第六十三条並びに規定するものによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するものによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべく同額の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(六)(五) 契約書作成の要否 要

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出するものとする。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概観

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased :  
Health Insurance Claim System 1 set

2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 4 July, 2006

3 Contact point for the notice : General Affairs  
Division, Research Institute for Brain and Blood  
Vessels-Akita, 6-10 Senshu-kubota-machi, Akita City,  
Akita Prefecture 010-0874, Japan TEL 018-833-0115

県卸土壇改良事業（松山第一地区埋込手置改良事業）に  
て、その工事を平成十八年三月十五日から三月三十日  
迄（昭和二十四年法律第九十五号）第五十三条の二第三項の規  
定に基づき、公告する。

平成十八年五月十六日  
秋田県工務 中 田 典 城

人事委員会公告

平成18年度秋田県職員採用試験公告

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定によ  
り、採用試験について次のとおり公告する。

平成18年5月16日

- 秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷
- 1 試験の種類及び程度  
大学卒業程度試験
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試 験	採用予定 人員(人)	職 務 内 容
行政	9	知事部局又は教育庁の課及び地方機関等に勤務して行政事務又は学校事務に従事する。
薬剤師	2	
化学	3	
農学（一般）	2	

知事部局の課又は地方機関に勤務して専門的技術業務に従事する。

畜産	1	
林学	1	
総合土木	4	
電気	1	
警察事務	5	警察本部の課又は警察署に勤務して警察事務に従事する。
建築（警察）	1	警察本部に勤務して専門的技術業務に従事する。
電気（警察）	1	

3 給与

初任給は平成18年4月1日現在、原則として薬剤師は医療職給料表（二）2級1号給（月額176,100円）、その他の職種は行政職給料表1級2-5号給（月額170,200円）が支給され、このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれその支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることのできない者は、受験できない。

(1) 行政、化学、農学（一般）、畜産、林学、総合土木、電気、警察事務、建築（警察）、電気（警察）

次のア、イのいずれかの要件を満たす者が受験できる。

ア 昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者

イ 昭和60年4月2日以降に生まれた者であって、大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成19年3月31日までに卒業する見込みのもの又は秋田県人事委員会が同等の資格があるものと認めるもの

(2) 薬剤師

(1)のイ又はイの要件を満たす者で、薬剤師の免許を有する者又は平成18年度中に実施する薬剤師国家試験で薬剤師の免許を取得する見込みの者が受験できる。

5 試験の実施日、場所、方法等

- (1) 第1次試験
  - ア 実施日  
平成18年6月25日(日)
  - イ 場所  
秋田経済法科大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1  
都道府県会館 東京都千代田区平河町二丁目6番3号
  - ウ 方法  
大学卒業程度の学力を問う教養試験、専門試験及び論文試験を行う。ただし、「薬剤師」は、専門試験を行わない。ある一定レベル以上の英語資格を有する受験者に対し加点をを行う。また、論文試験の評価は第2次試験で行う。
  - エ 合格者の発表  
平成18年6月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。
  - オ 第2次試験  
実施日(予定)  
平成18年7月12日(水)及び  
平成18年7月下旬
  - カ 場所 秋田市
  - ク 方法  
第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査を行う。
  - ク 資格調査  
受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。
  - ケ 最終合格者の発表  
平成18年8月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。
  - コ 採用の方法及び予定時期
  - (1) 方法  
最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登録され、任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。任命権者は、提示された者の中から採用者を決定する。ただし、「薬剤師」の最終合格者で、薬剤師の免許を取得見込みのものが平成18年度中に実施する薬剤師国家試験で薬剤師免許を取得できなかった場合は採用候補者名簿から削除される。
  - (2) 予定時期  
平成19年4月以降
  - 7 受験手続
  - (1) 受験申込書の交付

- 秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、総合生活文化会館(アトリオン)、各地域振興局総務企画部、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所において交付する。
  - (2) 受験の申込み  
受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に提出すること。
  - (3) 申込受付期間  
日曜日及び土曜日を除き、平成18年5月22日(月)から同年6月2日(金)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。  
なお、郵送による申込みは、平成18年6月2日(金)までの消印のあるもの限り、受け付ける。
  - 8 その他
    - (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)に行うこと。
    - (2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。
- 平成18年度警察官採用試験公告  
人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。  
平成18年5月16日  
秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷
- 1 試験の種類、区分及び実施機関
  - (1) 種類  
警察官採用試験
  - (2) 区分及び実施機関
- | 試験区分                 | 実施機関                                 |
|----------------------|--------------------------------------|
| 警察官A<br>警察官A(語学・北京語) | 秋田県人事委員会                             |
| 警察官A(語学・ロシア語)        | 警察官A                                 |
| 女性警察官A               | 警察官A                                 |
| 警察官A                 | 秋田県、埼玉県、千葉県及び神奈川県<br>川島の各人事委員会並びに警視庁 |

2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程度	採用予定人員(人)			
		秋田県	埼玉県	千葉県	神奈川県
警察官A	22	/			
警察官A	35				
警察官A (語学・北京語)	卒業	1	/		
警察官A (語学・ロシア語)	程度	1			
女性警察官A	2	/			
	2				

警察官Aの受験者は、第2志望まで選択できる。ただし、秋田県を第2志望とすることはできない。

3 職務内容及び給与

- (1) 職務内容  
個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。
- (2) 初任給(平成18年4月1日現在の秋田県の例)

給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額
公安職給料表	1級21号給	195,000円

以上のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤労手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分	実施機関	年齢・性別	学歴
警察官A	秋田県	昭和52年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた男性	ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成18年9

		日までに卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに該当する者と同等の学歴を有すると認める者
	昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた男性	ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成19年3月31日までに卒業する見込みの者
警察官A 埼玉県 千葉県 神奈川県	昭和51年4月2日以降に生まれた男性	エ 人事委員会がウに該当する者と同等の学歴を有すると認める者
	昭和51年7月10日から昭和60年4月1日までに生まれた男性	
警察官A （語学・北京語） （語学・ロシア語）	昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた男性	
女性警察官A	昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた女性	

ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることのできない者は、受験できない。

- 5 試験の実施日、場所、方法等  
（1）第1次試験

ア 実施日、場所、方法

実施日	場所	試験の方法
平成18年7月8日（土）	秋田県警察学校 （秋田市新屋勝平台9-2）	体力検査及び身体検査
平成18年7月9日（日）	秋田経済法科大学 （秋田市下北手桜字守沢46-1）	大学卒業程度の学力を問う教養試験、論文試験及び専門試験（専門試験については、警察官A（語学）のみ）

イ 合格者の発表

（ア）警察官A、警察官A（語学・北京語）、警察官A（語学・ロシア語）、女性警察官A及び警察官A  
望が秋田県の場合  
平成18年7月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

（イ）警察官A  
平成18年9月上旬以降に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

（2）第2次試験

ア 実施日

（ア）警察官A、警察官A（語学・北京語）、警察官A（語学・ロシア語）、女性警察官A及び警察官A  
望が秋田県の場合  
平成18年8月上旬

（イ）警察官A  
平成18年9月下旬

イ 場所

秋田市

ウ 方法

（ア）警察官A、警察官A（語学・北京語）、警察官A（語学・ロシア語）、女性警察官A及び警察官A  
望が秋田県の場合  
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、

身体精密検査及び会話能力試験（会話能力試験については警察官A（語学・北京語）及び警察官A（語学・ロシア語）のみ）を行う。

（1）警察官A  
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、体力検査等を行う。

（3）資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

（4）最終合格者の発表

（ア）警察官A、警察官A（語学・北京語）、警察官A（語学・ロシア語）、女性警察官A及び警察官A  
望が秋田県の場合  
平成18年8月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

（イ）警察官A  
平成18年11月下旬から12月上旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

（1）方法

最終合格者は、秋田県警察官A、警察官A、警察官A（語学・北京語）、警察官A（語学・ロシア語）及び女性警察官A採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官A採用候補者名簿に登録され、当該都県の警視總監又は警察本部長からの請求に応じて成績順に提示される。当該警視總監又は警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。

なお、警察官A  
で平成18年9月30日までに大学等を卒業できなかった場合並びに警察官A、警察官A（語学・北京語）、警察官A（語学・ロシア語）及び女性警察官Aで平成19年3月31日までに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。

（2）予定時期

警察官A

平成18年10月1日

警察官A、警察官A（語学・北京語）、警察官A（語学・ロシア語）及び女性警察官A  
平成19年4月1日

7 受験手続

（1）受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、県庁1階総合案内窓口、総合生活文化会館（アトリオン）、各地域振興局、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所に  
おいて交付する。

（2）受験の申込み



受験希望者は、受験申込書に必要な事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に提出すること。

- (3) 申込受付期間  
日曜日及び土曜日を除き、平成18年5月22日(月)から同年6月7日(水)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成18年6月7日(水)までの消印のあるもの限り、受け付ける。

その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)、秋田県警察本部警務課(秋田市山王四丁目1番5号 電話018(863)1111 内線2623~2624)又は県内の各警察署に行うこと。
- (2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

秋田県警察

秋田県公安委員会告示第65号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により公示する。  
平成18年5月16日  
秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

講習に係る警備業務の区分

- 1 法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)
- 2 実施期日  
平成18年6月20日(火)から同月29日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間
- 3 実施場所  
秋田市寺内神屋敷3番1号  
秋田県青少年交流センター
- 4 受講定員  
30人(定員に達した場合は、申込みを打ち切る。)
- 5 受講対象者  
受講対象者は、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に1号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に係る警備業務に従事している者

- 6 受講申込手続
- (1) 事前申込
- ア 予約専用電話による受付
- (イ) 講習を受けようとする者(以下「講習予約者」という。)は、事前に予約専用電話(電話018-863-1111内線3043、3044)に電話を行い、講習の予約を行うこと。  
なお、代理人による予約は受け付けない。
- (イ) 電話による予約(以下「予約電話」という。)は、平成18年5月22日(月)から同月24日(水)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に行うこと。
- イ 予約番号の告知
- 電話を行った者が受講対象者の要件を満たすときは、予約番号を告知する。
- ウ 留意事項
- (ア) 予約専用電話以外、予約受付時間外による予約は受け付けない。
- (イ) 電話1回につき、1名の予約を受け付ける。
- (ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

- (2) 受講申込書の提出

提出要件

講習の申込みは、電話予約により予約番号を取得した講習申請者が行うこと。

- イ 提出期間  
平成18年5月29日(月)から6月2日(金)までの午前9時から午後5時までの間
- ウ 提出先  
県内の各警察署の生活安全課
- エ 提出書類
- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通  
写真 1枚(申請前6カ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真)をはり付けること。
- (イ) 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次のいずれかの書面 1通

- a 前記(イ)に該当する者  
最近5年間に1号警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
- b 前記(イ)2に該当する者  
1級検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し
- c 前記(イ)3に該当する者  
2級検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書
- d 前記(イ)4に該当する者  
旧1級検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し
- e 前記(イ)5に該当する者  
旧2級検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書
- (ウ) やむを得ない事由により代理人が申請する場合には、本人からの委任状 1通

講習手数料

- 7 講習手数料  
47,000円
- 受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

- (1) 講習初日の受付時間は、午前 8 時30分から午前 8 時50分までとする。
- (2) 講習には、筆記用具等を持参すること。
- (3) 最終日に、筆記方式の修了検査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- (4) 講習の詳細については、秋田県警察本部生活安全企画課（電話018 - 863 - 1111内線3043、3044）又は最寄りの警察署生活安全課に問い合わせること。

発行者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円（税込）

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(862)八七六六  
FAX(863)〇〇〇五  
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄